

## 委員会決定(EU) 2018/1961

### [参考訳]

2019 年 3 月 18 日  
明治大学法学部教授  
夏井 高人

\*\*\*

Commission Decision (EU) 2018/1961 of 11 December 2018 laying down internal rules concerning the provision of information to data subjects and the restriction of certain of their rights in the context of the processing of personal data for the purpose of internal audit activities (OJ L 315, 12.12.2018, p.35-40) のテキスト(英語版)に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018D1961&from=EN>  
[2019 年 3 月 18 日確認]

委員会決定(EU) 2018/1961 は、EU の機関及び組織に適用される個人データ保護の基本法令である規則(EU) 2018/1725 の特則の 1 つである。委員会決定(EU) 2018/1961 は、EU の機関及び組織の内部監査と関連する個人データ処理に関し、規則(EU) 2018/1725 に定めるデータ主体に対する情報提供及びデータ主体の権利の制限と関連する細則を定めている。

委員会決定(EU) 2018/1961 は、前文及び条文の 2 つの部分で構成されている。この参考訳においては、委員会決定(EU) 2018/1961 の前文及び条文の全文を訳出した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。

この参考訳は、あくまでも委員会決定(EU) 2018/1961 の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

(この参考訳を作成するに際し考慮した事項)

後掲規則(EU) 2018/1725 の冒頭部分で述べたところと同じである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

規則(EU)2018/1725 の参考訳は、法と情報雑誌 4 巻 1 号 1～81 頁にある。規則(EU)2016/679(一般データ保護規則)の参考訳・再訂版は、法と情報雑誌 3 巻 5 号 1～114 頁にある。指令(EU) 2016/680 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 1 号 141～169 頁にある。規則(EC) No 45/2001 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 111～146 頁にある。

Europol 規則(EU) 2016/794 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 1～101 頁にある。EPPO 理事会規則(EU) 2017/1939 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 1 号 1～91 頁にある。OLAF 規則(EU, Euratom) No 883/2013 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 4 号 1～35 頁にある。ENISA 規則(EU) No 526/2013 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 7 号 263～292 頁にある。NIS 指令(EU) 2016/1148 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 8 号 120～163 頁にある。NIS 指令の委員会実装規則(EU) 2018/151 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 5 号 192～198 頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した参考文献を参考にした。

\*\*\*

**内部監査活動に目的のための個人データ処理の過程における  
データ主体に対する情報提供及び彼らの権利の一定の制限  
に関する内部規則を定める  
2018 年 12 月 11 日の委員会決定(EU) 2018/1961**

欧州委員会は、  
欧州連合の機能に関する条約、及び、とりわけ、その第 249 条第 1 項に鑑み、  
以下のとおりであるので、この決定を採択する。

- (1) 欧州議会及び理事会の規則(EU, Euratom) 2018/1046<sup>1</sup>は、欧州連合の各機関に対し、関連国際標準を遵守して遂行される内部監査組織を設置することを要求している。欧州委員会における内部監査活動は、2000 年 4 月 11 日に設置された内部監査局(「局」)によって実施される。内部監査は、欧州連合の予算からの拠出を受ける欧州連合の非集中化部局及びそれ以外の自律的な組織内の局によっても実施される。
- (2) 局は、規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 117 条ないし第 123 条並びに局の任務憲章<sup>2</sup>に従って内部監査活動を実行する。その活動に関し、局は、欧州連合の関係する機関の全ての活動及び部署との関係において、その内部監査を実施する際に必要な全ての情報への完全に独立かつ全面的かつ無制約のアクセスをもつ。
- (3) 局は、欧州連合の予算から拠出を受ける欧州委員会の他の部署、執行部局、並びに、欧州連合の非集中化部局及びそれ以外の自律的な組織に対し、いかにしてリスクを取り扱うかに関し、すなわち、欧州委員会の政策上、戦略上及び運営上の目的の達成に反して生じ得る出来事または問題並びにそれらの目的に対して負の影響を与え得る出来事または問題に関し、規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 117 条ないし第 123 条に従い、運営制度及び監督制度の品質に関する独立の意見を発することにより、並びに、業務運営の実装条件を向上させ、良好な財務運営を促進するための勧告を発することにより、助言する。それゆえ、局の内部監査活動は、典型的には自然人を対象とするようなものではない。ただし、その活動が行われる間、不可避免的に、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2018/1725<sup>3</sup>の第 3 条第 1 項の意味における個人データが処理される。局によって実施される内部監査活動は、内部管理制度の適切性と実効性、政策、計画及び行動を実装する際の部署の遂行能力、個々の予算実行業務に適用される内部監督制度及び内部監査制度の効率性及び実効性の評価を含む。それゆえ、それらの活動は、欧州連合及び構成国の重要な経済的利益及び財政上の利益を守ることに貢献する。局は、財務規則の第 118 条及び第 119 条第 2 項に従って局が実施する処理業務に関し、管理者である。

<sup>1</sup> 欧州連合の一般予算に適用される財務規則に関する、規則(EU) No 1296/2013、規則(EU) No 1301/2013、規則(EU) No 1303/2013、規則(EU) No 1304/2013、規則(EU) No 1309/2013、規則(EU) No 1316/2013、規則(EU) No 223/2014、規則(EU) No 283/2014 及び決定 Decision No 541/2014/EU を改正し、並びに、規則(EU, Euratom) No 966/2012 を廃止する欧州議会及び理事会の 2018 年 7 月 18 日の規則(EU, Euratom) 2018/1046(OJ L 193, 30.7.2018, p.1)

<sup>2</sup> C(2017) 4435 final.

<sup>3</sup> 欧州連合の機関、組織、事務局及び部局による個人データの処理と関連する自然人の保護、並びに、そのデータの支障のない移動に関する、規則(EC) No 45/2001 及び決定 No 1247/2002/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2018 年 10 月 23 日の規則(EU) 2018/1725(OJ L 295, 21.11.2018, p.39)。

- (4) 欧州委員会その執行部局において、並びに、欧州連合の非集中化部局及びそれ以外の自律的な組織において遂行される内部監査活動は、その形態及び内容において、(リスク評価を含め) 確認及び相談業務に従事することから、限定された範囲の見直し及びフォローアップに従事することまで、幅広いものである。
- (5) 監査計画委員会 (APC) は、2018 年 11 月 21 日に改訂された任務憲章 (C(2018)7707) に従い、内部監査局の独立性を確保することにより、内部監査の仕事の品質を監視することにより、並びに、内部監査及び外部監査の勧告が欧州委員会の部署によって適正に考慮に入れられること、そして、それらが適切なフォローアップを受けることを確保することにより、諸条約及びそれ以外の法律文書[規則 (EU, Euratom) 2018/1046]に基づく欧州委員会の義務を満たすことにおいて、欧州委員会を補佐する諮問機関の 1 つである<sup>1</sup>。この方法により、APC は、その目的の達成において、欧州委員会の実効性及び効率性の更なる全体的な向上に貢献し、かつ、欧州委員会の統治、リスク管理及び内部監督実務に対する運営会議の監視を容易にする。APC は、財務規則の第 123 条に従って APC が実施する処理業務に関し、管理者である。
- (6) 規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 118 条及び第 119 条第 2 項に基づく欧州委員会の活動の目的のために、欧州委員会自身の発意により行動するか、または、受領した入力为基础として行動するかを問わず、欧州委員会は、法人、自然人、構成国並びに国際的な組織及び機関から獲得または受領した個人データを処理する。そのような内部監査活動の間、局もまた、公衆が利用可能な情報源、匿名の情報源、または、彼らの識別性の保護を要する識別された情報源から獲得または受領した個人データを処理できる。
- (7) 欧州委員会は、同様に、欧州連合の機関、組織、事務局及び部局との間、構成国の職務権限を有する機関との間、並びに、欧州委員会の関連国政協定または協力協定の枠組み内において、第三国及び国際機関との間で、個人データを交換できる。
- (8) 内部監査活動の過程において実行される規則(EU) 2018/1725 の第 3 条第 3 項の意味における個人データ処理活動は、欧州委員会が、正式な手続を開始する前においても行うことができ、監査活動の実施中を通じて継続され、そして、(例えば、勧告の実装の監視のため、新たな内部監査活動の開始の必要性の検討のために) 調査の正式な完了の後においても継続され得る。
- (9) 欧州委員会によって処理される個人データの類型は、識別子のデータ、接触のデータ、職業のデータ、または、その活動の対象事項と関連するデータもしくはそれらと関係を生じさせるデータを含む。これらの類型の個人データは、無権限アクセスまたは知る必要のない者へのデータの移転を防止する安全な電子的環境の中で記録保存される。その個人データは、最長で 10 年間、保持される。保持期間が経過すると、個人データを含むその内部監査活動と関連する情報は、欧州委員会の履歴アーカイブに移動され、または、破壊される<sup>2</sup>。
- (10) 内部監査活動を実施する間、欧州委員会は、欧州連合基本権憲章の第 8 条第 1 項及び欧州連合の機能に関する条約の第 16 条第 1 項によって認められた個人データの処理と関連する自然人の権利、並びに、規則(EU) 2018/1725 に定める権利を尊重することを義務付けられる。

<sup>1</sup> 2000 年 10 月に設置された。SEC(2000)1808/3。

<sup>2</sup> 欧州委員会内におけるファイルの保持は、共通保持リストである法定文書(最新版は SEC (2012) 713)によって、欧州委員会の異なる種類のファイルの保持期間を定める保持スケジュールの方式により、規律される。

それと同時に、欧州委員会は、規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 117 条に従い、国際的な内部監査標準に示す厳格な機密保持の規定を遵守することを要求される。

- (11) 一定の状況下において、規則(EU) 2018/1725 によるデータ主体の権利は、内部監査活動の必要性との間で、自然人及び法人との情報交換の機密性との間で、並びに、他のデータ主体の基本的な権利及び自由の全面的な尊重との間で、調整する必要がある。その点に関し、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 1 項(c)、(g)及び(h)は、局が、第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条の適用を制限し、並びに、同規則の第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条に定める権利及び義務と対応する同規則の条項の範囲内において、第 4 条第 1 項(a)の適用を制限できることを定めている。
- (12) 内部監査活動の実行性を確保するため、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 45/2001<sup>1</sup>と置き換わる欧州議会及び理事会の規則(EU) 2018/1725 に定める権利を尊重しつつ、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 1 項(c)、(g)及び(h)によるデータ主体の権利を欧州委員会が制限できる内部規則を採択する必要性がある。
- (13) この内部規則は、データ主体の権利の行使により、内部監査活動の実施が危険に晒され得る場合においては、欧州委員会自身の発意により行動するか、または、受領した入力为基础として行動するかを問わず、欧州委員会の内部監査活動の遂行において欧州委員会によって実施される全ての処理業務に適用されなければならない。これらの内部規則は、正式な業務従事の開始前、業務従事の間、そして、その結果のフォローアップの監視中において実施される処理業務に適用される。
- (14) 規則(EU) 2018/1725 の第 14 条、第 15 条及び第 16 条を遵守するため、欧州委員会は、全ての個人に対し、彼らの個人データの処理を含む欧州委員会の活動について、及び、彼らの権利について、透明性があり、かつ、一貫性のある態様で、欧州委員会の Web サイト上においてデータ保護の告示を公表する方法により、情報提供しなければならない。
- (15) 欧州委員会自身の内部監査、構成国の競争当局の行政機関の監査、監査ツール及び監査手法、並びに、その内部監査と関連する他者の権利を防護するため、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条に基づき、データ主体に対する情報の提供及びそれ以外のデータ主体の権利の適用を制限できる。
- (16) 加えて、効果的な協力を維持するため、欧州委員会が、欧州委員会の部署の処理業務、もしくは、欧州連合の他の機関、組織、事務局及び部局の処理業務、または、構成国及び国際機関の処理業務、並びに、監査計画委員会の処理業務を保護するためにデータ主体の権利の適用を制限する必要性があり得る。この点に関し、欧州委員会は、制限を加えるための適切な根拠に関し、並びに、その制限の必要性及び比例性に関し、それらの部署、機関、組織、事務局、部局及び構成国の機関及び国際機関と協議しなければならない。
- (17) 欧州委員会は、それらの第三国または国際組織と協力するため、第三国または国際機関から受領した個人データとの関係において、データ主体に対する情報の提供及びデータ主体の他の権利の適用を制限しなければならないこともあり得る。ただし、一定の状況下において、データ主体の利益または基本的な権利は、国際協力上の利益に優越することがあり得る。

<sup>1</sup> 欧州共同体の機関及び組織による個人データの処理と関連する個人の保護並びにそのデータの支障のない移動に関する欧州議会及び理事会の規則(EC) No 45/2001 (OJ L 8, 12.1.2001, p.1)

- (18) 欧州委員会は、全ての制限を透明性のある態様で取扱わなければならない、かつ、対応する記録システムの中に個々の制限の適用を登録しなければならない。
- (19) 規則(EU)2018/1725 の第 25 条第 8 項により、管理者は、その情報を提供することにより、何らかの意味でその制限の目的が危険に晒され得るときは、そのデータ主体に対して制限を適用する理由に関する情報の提供を延期、省略または拒否できる。このことは、とりわけ、規則(EU)2018/1725 の第 16 条及び第 35 条に定める権利の制限の場合にはそうである。
- (20) データ主体の他の権限が制限される場合、内部監査局の管理者は、ケースバイケースで、その制限を連絡することによりその目的が危険に晒され得るか否かを検討しなければならない。
- (21) 欧州委員会のデータ保護責任者は、この決定の遵守を確保するため、制限の適用について、独立の見直しを実施しなければならない。
- (22) 規則(EU)2018/1725 は、移行期間なく、その発効の日から規則(EC)No 45/2001 と置き換わる。一定の権利に対して制限を適用できることは、規則(EC) No 45/2001 の中で定められていた。内部監査活動の適法性が危険に晒されることを避けるため、この決定は、規則(EU)2018/1725 と同時に発効させなければならない。
- (23) 欧州データ保護監督官は、2018 年 11 月 27 日に意見書を提出した。

## 第 1 条 対象事項及び適用範囲

1. この決定は、規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 117 条ないし第 123 条により欧州委員会の内部監査活動を実施する場合において、規則(EU) 2018/1725 の第 14 条、第 15 条及び第 16 条に従ったデータ主体のデータの処理について、欧州委員会がデータ主体に対して情報提供するために従うべき規則を定める。  
この決定は、欧州委員会が、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 1 項の(c)、(g)及び(h)に従い、同規則の第 4 条、第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条の適用を制限できる条件も定める。
2. この決定は、規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 118 条及び第 119 条第 2 項による欧州委員会の職務を満たすために実施される活動の目的のための、または、その活動との関係における欧州委員会による個人データの処理に適用される。
3. この決定は、本条に示す活動の目的のために、または、その活動との関係において処理を要する情報の中に含まれている個人データを欧州委員会が処理する範囲内において、欧州委員会内における個人データの処理に適用される。

## 第 2 条 適用可能な適用除外及び制限

1. 欧州委員会が、規則(EU) 2018/1725 によるデータ主体の権利と関係する欧州委員会の責務を果たす場合、欧州委員会は、同規則に定める適用除外のいずれかが適用されるか否かを判断する。
2. それらの権利及び義務の行使により、欧州委員会の監査ツール及び監査手法が明らかにされることによる場合を含め、規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 118 条及び第 119 条第 2 項による欧州委員会の活動の目的が危険に晒され得る場合、または、他のデータ主体の権利及び自由に対して負の影響を与え得る場合、欧州委員会は、この決定の第 3 条ないし第 7 条により、規則(EU)2018/1725 の第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条の適用を制限し、並びに、規則(EU)2018/1725 の第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条に定める権利及び義務と対応する同規則の条項の範囲内において、同規則の第 4 条第 1 項(a)に定める透明性の原則の適用を制限できる。
3. 以下の状況下にある場合、欧州委員会は、第 3 条ないし第 7 条により、欧州連合の他の機関、組織、部局及び事務局、構成国もしくは第三国の職務権限を有する機関から、または、国際機関から得た個人データとの関係において、本条第 2 項に示す権利及び義務を制限できる：  
(a) 規則(EU)2018/1725 の第 25 条に定める別の法令に基づき、または、同規則の第 IX 章に従い、または、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/794<sup>1</sup>に従い、または、理事会規則(EU) 2017/1939<sup>2</sup>に従い、それらの権利及び義務の行使が欧州連合の他の機関、組織、部局及び事務局によって制限され得る場合；

<sup>1</sup> 欧州連合法執行協力局(Europol)に関する、並びに、理事会決定 2009/371/JHA、理事会決定 2009/934/JHA、理事会決定 2009/935/JHA、理事会決定 2009/936/JHA 及び理事会決定 2009/968/JHA を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 5 月 11 日の規則(EU) 2016/794(OJ L 135, 24.5.2016, p.53)

<sup>2</sup> 欧州検事局(「EPPO」)の設置に関する拡大された協力を実装する 2017 年 10 月 12 日の理事会規則(EU)2017/1939(OJ

- (b) 欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/679<sup>1</sup>の第 23 条に示す法令を根拠として、または、欧州議会及び理事会の指令(EU) 2016/680<sup>2</sup>の第 13 条第 3 項、第 15 条第 3 項または第 16 条第 3 項を国内法化する国内措置に基づき、それらの権利及び義務の行使が構成国の職務権限を有する機関によって制限され得る場合；
- (c) それらの権利及び義務の行使が、内部監査活動の実施における第三国または国際機関との間の欧州委員会の協力を危険に晒し得る場合。

制限の適用がそれら各号の法令のいずれかによって定められていること、または、そのような協議によって規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 118 条及び第 119 条第 2 項に基づく欧州委員会の活動が危険に晒され得ることが欧州委員会にとって明白である場合を除き、第 1 副項の(a)及び(b)に示す状況下における制限を適用する前に、欧州委員会は、関連する欧州連合の機関、組織、部局、事務局、または、構成国の職務権限を有する機関と協議する。

第三国または国際機関との間で協力する欧州委員会の利益よりもデータ主体の利益または基本的な権利及び自由が優越する場合、本項第 1 副項の(c)は、これを適用してはならない。

- 4. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項は、データ主体に対する情報の提供及び規則(EU) 2018/1725 の第 25 条に基づく一定の権利の制限に関する内部規則を定める他の委員会決定の適用を妨げず、また、欧州委員会の手続規則第 23 条を妨げない。

### 第 3 条 データ主体に対する情報の提供

欧州委員会は、全てのデータ主体に対し、規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 118 条及び第 119 条第 2 項に基づくその活動の目的のための彼らの個人データの処理を含む欧州委員会の活動について、欧州委員会の Web サイト上においてデータ保護の告示を公表する。それが適切なときは、欧州委員会は、データ主体が、適切なフォーマットにより、個別に、情報提供を受けることを確保する。

規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 118 条及び第 119 条第 2 項に基づく欧州委員会の活動の目的のためにそのデータが処理されるデータ主体に対する情報提供の全部または一部を欧州委員会が制限する場合、欧州委員会は、この決定の第 6 条に従い、制限の理由を記録し、登録する。

### 第 4 条 データ主体によるアクセスの権利、削除の権利及び処理の制限の権利

- 1. 規則(EU) 2018/1725 の第 17 条、第 19 条及び第 20 条にそれぞれ示すデータ主体によるデータへのアクセスの権利、削除の権利、または、処理の制限の権利の全部または一部を欧州委員会が制限する場合、欧州委員会は、関係するデータ主体に対し、アクセス、削除または処理の制

---

L 283, 31.10.2017, p.1)

<sup>1</sup> 個人データの処理と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則(EU) 2016/679(一般データ保護規則) (OJ L 119, 4.5.2016, p.1)

<sup>2</sup> 犯罪行為の防止、捜査、検知もしくは訴追または刑罰の執行の目的のための職務権限を有する機関による個人データの処理と関連する自然人の保護、並びに、そのデータの支障のない移動に関する、並びに、理事会枠組み決定 2008/977/JHA を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の指令(EU) 2016/680(OJ L 119, 4.5.2016, p.89)

限の要求に対する回答の中において、制限が適用されたこと、及び、その制限の主たる理由、並びに、欧州データ保護監督官に異議を申し立てることができること、または、欧州連合の司法裁判所において司法救済を求めることができることを通知する。

2. 本条第 1 項に示す制限の理由に関する情報の提供は、その制限の目的を損ない得る範囲内において、延期、省略または拒否され得る。
3. 欧州委員会は、この決定の第 6 条に従い、その制限の理由を記録する。
4. アクセスの権利の全部または一部が制限される場合、そのデータ主体は、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 6 項、第 7 項及び第 8 項に従い、欧州データ保護監督官の仲介を介して、彼または彼女のアクセスの権利を行使できる。

## 第 5 条 データ主体に対する個人データ侵害の連絡

規則(EU) 2018/1725 の第 35 条に示すデータ主体に対する個人データの侵害の連絡を欧州委員会が制限する場合、欧州委員会は、この決定の第 6 条に従い、その制限の理由を記録し、登録する。

## 第 6 条 制限の記録及び登録

欧州委員会は、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 2 項の関連要素を考慮に入れた上で、その制限の必要性及び比例性の評価を含め、この決定により適用された制限の理由を記録する。

その目的のために、その権利の行使が、規則(EU, Euratom) 2018/1046 の第 118 条及び第 119 条第 2 項に基づく欧州委員会の活動の目的または第 2 条第 2 項もしくは第 3 項により適用される制限の目的をどのように危険に晒し得るか、または、他のデータ主体の権利及び自由に対してどのように負の影響を与え得るかを示す。

その記録、及び、該当するときは、基礎となる事実の要素及び法律上の要素を含む文書は、登録される。それらの記録及び文書は、要請に応じて、欧州データ保護監督官が利用できるようにされる。

## 第 7 条 制限の期間

1. この決定の第 3 条、第 4 条及び第 5 条に示す制限は、それらの制限を正当化する理由が適用可能なままである限り、適用され続ける。
2. この決定の第 3 条または第 5 条に示す制限の理由が適用されなくなったときは、欧州委員会は、その制限を解除し、かつ、そのデータ主体に対し、その制限の主たる理由を提供する。それと同時に、欧州委員会は、そのデータ主体に対し、いつでも、欧州データ保護監督官に異議を申し立てることができること、または、欧州連合の司法裁判所において司法救済を求めることができることを通知する。
3. 欧州委員会は、その採択の時から 6 か月毎に、及び、関連する内部監査活動が終了した時に、第 3 条及び第 5 条に示す制限の適用を見直す。

## 第 8 条 データ保護責任者による見直し

この決定に従ってデータ主体の権利が制限される場合、欧州委員会のデータ保護責任者は、不適切な遅滞なく、その通知を受ける。要請に基づき、そのデータ保護責任者は、基礎となる事実の要素及び法律上の要素を含む記録及び全ての文書へのアクセスの提供を受ける。

欧州委員会のデータ保護責任者は、制限の見直しを要求できる。そのデータ保護責任者は、要求した見直しの結果に関し、書面により、情報提供を受ける。

## 第 9 条 発効

この決定は、EU 官報上で公示された日に発効する。

この決定は、2018 年 12 月 11 日から適用される。

ブリュッセルにおいて 2018 年 12 月 11 日に行われた。

欧州委員会として  
議長 Jean-Claude Juncker